

社会福祉法人 広島県共同募金会

緊急・即応事業配分要領

この配分要領は「緊急・即応事業支援資金運用規程」第4条に基づき定める。
また、本要領は、広島県共同募金配分規程及び広島県共同募金配分先基準などに準拠する。

1. 目的

共同募金運動は計画募金であるために、一般配分だけでは、緊急に起こった事態に即応する事業に財政支援が出来ない状態である。加えて、多様化・複雑化した社会課題や生活課題を解決するための活動や資金ニーズが拡大している。

そこで、共同募金の第一原則である民間性（先駆性・柔軟性・即応性・多様性）を発揮するために、緊急福祉ニーズに対し、速やかな事業推進が行えるように、この配分を行う。

2. 配分対象団体

配分対象団体は、「広島県共同募金配分先基準」第1条に該当する団体であること。

3. 配分対象事業

配分対象事業は、次の事業とする。

- ① 即時に対応する必要がある事業
- ② 年度内に執行することが社会的に望まれる事業
- ③ 予期しない事態が起こり、早急に解決しなければならない事業
- ④ 県民から地域社会の緊急の課題として注目されている社会的な課題を解決しようとする事業

4. 配分の条件

配分の条件は、次のとおりとする。

- ① 年度内に配分事業の執行を完了すること。
- ② 申請事業が緊急・即応事業に該当する理由書を提出すること。
- ③ 共同募金の配分金事業であることを充分広報すること。

5. 申請

申請は、次のとおりとする。

- ① 県域を対象とした緊急・即応事業配分を要する団体は、本会へ申請書を提出する。
- ② 市区町域を対象とした緊急・即応事業配分を要する団体は、当該市区町社会福祉協議会等の推薦のもと、本会へ申請書を提出する。
- ③ 申請書の受付は毎年随時とする。

6. 交付

配分金の交付は、次のとおりとする。

- ① 本会は、申請書の受付後、事業内容が緊急に必要な事業であるか及び申請団体が充分緊急事態に対応し効果的に事業執行が可能かを調査する。
- ② 本会は、緊急に配分することが適していると判断した案件を直近の配分委員会に提出する。
- ③ 配分委員会において承認された案件は速やかに配分金を交付し、年度末の理事会及び評議員会において、当年度の緊急・即応事業配分を決定する。

7. 配分についての報告

配分を受けた団体は、事業完了後1ヶ月以内に、配分金の使途を明示した完了報告書を、本会に提出しなければならない。

8. 配分限度額

この配分の各年度の限度額は、広域配分金の20%以内とする。

付 則 平成12年5月26日決定 同日施行
平成28年5月26日一部改正 同日施行
令和元年6月12日から施行する。
令和3年3月2日一部改正、同年4月1日から施行する。
令和7年3月11日一部改正、同年4月1日から施行する。